

専決処分について(港区介護保険条例の一部を改正する条例)

令和2年3月30日に公布された「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」の施行日が令和2年4月1日となっていたため、港区介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分しました。

1 専決処分の日

令和2年3月30日

2 改正理由

令和元年10月の消費税率8%から10%への引上げに合わせて、消費税財源を用いた社会保障の充実として、介護保険法施行令の一部を改正する政令の基準に従い、低所得者の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料軽減を行いました。

今回、政令改正が行われることにより、令和2年度の介護保険料の所得段階第1段階、第2段階及び第3段階の介護保険料基準額(第5段階)に対する負担軽減の強化を図りました。

3 改正内容

令和2年度の介護保険料の第1号被保険者のうち所得段階第1段階、第2段階及び第3段階の介護保険料基準額(第5段階)に対する割合を0.25、0.45及び0.6として、各段階の保険料を軽減します。

第1段階 2万4,356円 → 1万8,735円

(本則 3万3,723円)

第2段階 3万7,470円 → 3万3,723円

(本則 4万1,217円)

第3段階 4万6,838円 → 4万4,964円

(本則 4万8,711円)

4 施行期日

令和2年4月1日